



## 目 次

### CONTENTS

大会プログラム	1
OHSAS-18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) (厚生労働省あんぜんプロジェクト参加企業)	2
基調講演	3
平成23年度 優秀建設工事作業所 平成23年度 安全施工優良表彰企業 平成24年度 年間安全標語受賞	4
安全の誓い	5
安全教育	6～11

# 第31回 安岡建設(株) 安全衛生大会プログラム

平成24年7月21日

13:15～15:30

浦添市産業振興センター・結の街 3階(中研修室)

司会 與座 嘉記

1. 開会 13:15
2. 開会のことば . . . . . 渡慶次 朝一  
(工事部:次長)
3. 代表者あいさつ . . . . . 大村 光昭  
(代表取締役 社長)
4. OHSAS(労働安全衛生マネジメントシステム) 仲井間 卓  
(代表取締役 専務)
5. 基調講演 『 逆境を生き抜く力 』  
沖縄興南高校 理事長 我喜屋 優 13:30
6. 表彰 賞状授与並びに  
記念品贈呈 14:00
7. 安全の誓い . . . . . 山城 冠智  
(工事部)
8. 安全講話 『 安全教育 』 14:30  
建災防指導員 國場 幸尚
9. スライドショー『ボランティア活動-南三陸町』 15:00  
ボランティア団長 与那嶺 厚  
(工事部)
10. 指差唱和 . . . . . 大城 洋次  
(工事部)
11. 閉会のことば . . . . . 島袋 肇彦  
(工事部:部長)
- ※ 親睦ボウリング大会 . . . . . 16:00～

# 【OHSAS-18001】

## 労働安全衛生方針

安岡建設 株式会社は、労働安全衛生マネジメントシステムに基づく取組に全社員で参画し、快適な職場環境を目指すことにより、健康で安全な会社造りを行う。

### 行 動 指 針

当社社員及び当社の為に作業に従事する要員（協力業者含む）は以下の行動指針に基づき業務を遂行する事。

- 災害防止の取組を経営の重要課題の一つとして位置付ける。
- リスクアセスメントに基づき全現場で目標を設定し、継続的な改善に全社員で取り組み労働災害の防止及び負傷・疾病予防に努める。特に以下の労働災害リスクの低減を図る。
  - ◆ 足場からの転落防止
  - ◆ 熱中症対策
- 業務に関連する“法令・規制・指導事項”を順守する。
- 全社員及び当社の為に作業に従事する要員へ、労働災害の防止に関連する教育訓練を行う。
- 本方針は、社内及びホームページで公開する。

平成 24 年 4 月 1 日

安岡建設 株式会社  
代表取締役 大村光昭

基調講演 テーマ

## 『 逆境を生き抜く力 』

講演者： 沖縄興南高校 理事長 我喜屋 優

1950年6月23日、沖縄県生まれ。1968年の第50回甲子園に復帰前の沖縄代表となり、興南高校の4番・主将として出場。沖縄県勢を初のベスト4に押し上げた「興南旋風」と呼ばれる活躍を見せる。高校卒業後、社会人野球の大昭和製紙富士に入部。その後、大昭和製紙北海道に移籍し、1974年の第45回都市対抗野球大会では、北海道勢初の優勝に貢献。現役引退後は、大昭和製紙北海道、クラブチーム・ヴィガしらおいの監督にも歴任。

2007年より、母校・興南高校野球部監督に就任。2010年、史上6校目の甲子園春夏連覇の偉業と同時に、沖縄県勢初の夏の甲子園優勝を達成した。現在は野球部監督の他、学校法人興南学園の理事長と校長も兼任している。

## 優良建設工事作業所

工事名： 平成23年度新都心公園整備工事(土木)

【 那覇市長表彰受賞・工事評点89点 】

現場代理人 伊佐 勇作

監理技術者 渡慶次 朝一

## 安全施工優良表彰企業

会社名： 株式会社 協亜建設

代表者取締役 玉城 勝彦

## 平成24年度 年間安全標語受賞



安岡建設(株) 工事部 島袋 實

社員の部



(株)技建 比嘉 実

安全協力会の部



# 安全の誓い

建設業における労働災害は、関係者の努力により長期的には減少しているが、全産業に比べて死亡災害の発生が高く、平成23年度沖縄県においては、6件の死亡災害が発生しており、今後とも予断を許さない状況にある。

これらの状況を踏まえ、平成24年度の安全衛生目標において

1. 建設機械、クレーン等の災害ゼロを達成する。
2. 熱中症予防対策を強化し、熱中症災害ゼロを継続する。
3. 負傷及び疾病の予防を強化し、負傷及び疾病ゼロを継続する。

以上を宣言し、積極的に実行ある労働災害防止対策を展開し、働く人たちとその家族の笑顔の輪が広がるよう、災害ゼロを目指して邁進することを誓います。

安岡建設(株) 工事部 山城 冠智

平成24年7月21日

第31回 安岡建設 株式会社 安全衛生大会

## 安全教育講師 経歴書

住 所 : 沖縄県那覇市首里大名町1丁目30番の5  
こくば ゆきなお  
 氏 名 : 國場 幸尚  
 生 年 月 日 : 昭和31年2月19日  
 所 属 部 署 職 役 : (株)國場組 建設本部 安全・品質管理室 次長  
 入 社 年 月 日 : 昭和61年5月15日  
 最 終 学 歴 : 昭和49年3月1日 沖縄県立首里高等学校普通科卒業

### 資格・免許

資格・免許名称	取得年月日
車両型建設機械運転(第0449号)	昭和53年10月5日
RSTトレーナー (東 19912号)	昭和63年5月14日
第一種衛生管理者(第40000814731号)	平成元年12月20日
玉掛技能講習 (第02-126号)	平成2年4月2日
THPヘルスケアリーダー (L194-0059号)	平成6年4月15日
安全衛生責任者教育講師 (教育補第011249号)	平成13年10月23日
新CFT講師 (1043号)	平成13年11月29日
ゼロ災運動プログラム研究会修了 (第35号)	平成19年4月20日

建設業労働災害防止協会沖縄県支部講師	委嘱年月日	平成19年4月1日
社団法人沖縄県労働基準協会講師	委嘱年月日	平成19年5月1日
建設業労働災害防止協会沖縄県支部安全指導者	委嘱年月日	平成20年4月1日

# 安全教育

H. 24. 07. 21

## 1. 建設業における労働災害発生状況（震災以外）

	死亡者数		死傷者数	
	平成 23 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 24 年
全 国	342 (1, 024) 33. 4%	96 (271) 35. 4% 4/末	22, 372 (111, 349) 20. 1%	2, 584 (13, 760) 18. 8% 4/末
沖 縄	6人 (9) 67%	0人 (1) 0% 6/末	164人 (927) 17. 7%	68人 (380) 17. 8% 6/末

### (1) 県内の平成 23 年死亡災害の特色（建設業以外も含む）

- 1) 死亡災害における建設業がしめる割合が非常に高い  
（全国では 33. 4% だが沖縄県では 67% を占めている）
- 2) 6 件の事故型で 3 大災害（墜落、重機、土砂崩壊）のすべてが含まれている
- 3) 事故の型別で「おぼれ」に分類される死亡災害が平成 21 年から 3 年連続で発生している
- 4) 熱中症による死亡災害の発生を防止した  
※ 2 年連続で発生していた熱中症による労働死亡災害の発生を防止した。  
（全国では 18 件発生。内、建設業 7 件、警備業 3 件）  
※ 死亡災害は全国的に確実に減少しているが休業 4 日以上之死傷災害については 2 年連続で増加している。

### (2) 県内の建設業平成 24 年 (6/末現在) 死亡災害の特色

- 1) 建設業において死亡災害の発生なし

## 2. 変化する法令への対応

- H 1 8. 4 月から施工された改正労働安全衛生法（11 のポイント）
- H 2 1. 6 月から施行された足場関連の新基準の運用状況は？
- H 2 4. 4 月から一部改正（じん肺則、粉塵則）

# 改正労働安全衛生法 平成18年4月1日、施行。

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。

このパンフレットは、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入、事業者による自主的な安全衛生活動の促進のための危険性・有害性の調査の努力義務化など、多岐にわたる改正法のポイントをまとめたものです。

業種、業務により適用される規定が異なりますので、それぞれの事業場に関わる改正事項をご理解いただき、内容を遵守いただくよう、お願いいたします。

あわせて、職場の安全衛生管理体制を見直し、安全で健康な職場環境の確立をめざしましょう。

## 改正労働安全衛生法 11のポイント

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- 2 特殊健康診断結果の労働者への通知
- 3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- 4 認定事業者に対する計画届の免除
- 5 安全管理者の資格要件の見直し
- 6 安全衛生管理体制の強化
- 7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- 8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- 9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- 10 有害物ばく露作業報告の創設
- 11 免許・技能講習制度の見直し

# 通 達

## 「建設業等において「携帯用丸のご盛」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」ほか — 厚生労働省 —

今般、厚生労働省から標記について、当協会に対して下記のとおり通達および事務連絡されましたのでご紹介いたします。  
なお、会員各位におかれましては、本通達に基づき「携帯用丸のご盛」の使用において安全教育を推進されますようお願いいたします。

また、本事務連絡により「つり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底」に努められますようお願いいたします。  
通達一覧につきましては建災防ホームページでもご覧いただけます。(http://www.kensaibou.or.jp/)

基安発0714第3号  
平成22年7月14日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

### 建設業等において「携帯用丸のご盛」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について

安全衛生教育については、労働安全衛生法第63条に基づき、国は事業者が行う安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、教育指導方法の整備等必要な施策の充実に努めることとされているところであり、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」等に基づき、その推進を図っているところです。

今般、これらの通達に基づき実施することとしている「特別教育に準じた教育」のうち、標記に係る教育の実施要領を別添のとおり新たに定めましたので、その周知に御協力いただくとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対する指導援助に特段の配慮を賜りますようお願いいたします。

### 建設業等において「携帯用丸のご盛」を使用する作業に従事する者に対する安全教育実施要領

別添

#### 1 目的

携帯用丸のご盛については、その携帯性と使用しやすさから、建設業をはじめ、様々な業種において広く使用されているところであるが、これに伴う災害の発生は後を絶たず、また、その内容についても見ても、軽微な災害に留まらず、死亡災害に至るものも毎年後を絶たない。

また、これらの災害の発生状況の詳細について見ると、安全カバーを固定することにより「無効化」した上で作業をしている等、携帯用丸のご盛の危険性を十分に認識せず、かつ、誤った使用方法で作業を行っていたことによるものがほとんどを占めている状況にある。

このため、携帯用丸のご盛を用いた作業に従事する者に対し、安全で正しい作業を行うために必要な知識及び技能を付与し、もって職場における安全の一層の確保に資することとする。

#### 2 対象者

「携帯用丸のご盛」を使用して行う作業に従事する労働者

#### 3 実施者

「携帯用丸のご盛」を使用して行う作業に労働者を就かせる事業者又は事業者等に代わって当該教育を行う安全衛生団体等

#### 4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは別紙(省略)の「携帯用丸のご盛を使用して作業を行う者に対する安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は概ね50人以内とする。また、実技教育にあつては、受講者を1単位概ね10人以内として行うこと。
- (3) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、労働安全コンサルタントや木材加工用機械作業主任者として十分な経験を有する者等別紙のカリキュラムの科目について十分な知識・経験を有する者を充てること。
- (4) また、教育の実施に当たっては、手持ち式の携帯用丸のご盛に限らず、手持ち式の携帯用丸のご盛をスタンドを用いて土場や作業床に置いて使用できるようにした「携帯用丸のご盛」等についても、建設業等の現場において広く使用されていることから、これらに関する内容についても含めて教育を実施することが望ましいこと。

#### 5 修了証の交付等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨を記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者等に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

事務連絡  
平成22年6月29日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課  
建設安全対策室長

### 建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、昨年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則等に基づく措置の徹底を図っているところですが、平成22年の建設業における足場からの墜落・転落による死亡者数は、別紙(省略)のとおり、平成22年6月7日現在で16人(速報値)と前年同期の7名と比べて大幅に増加しており、看過できない状況にあります。

平成22年に発生した死亡災害16件の内訳をみると、その半数を超える9件がつり足場の組立て・解体作業中に発生しており、また、このうち8件が橋梁の改修等の際に発生しています。

つきましては、下記の事項について、会員事業場等に対して周知・指導を図っていただき、建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害の防止の徹底に努めていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 つり足場は、橋桁の塗装及び点検・補修工事の際など、地上から足場を組み上げることが困難な場合に使用されるため、その組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく作業はもとより、安全帯の使用等を徹底する必要があること。
- 2 足場の組立て等作業主任者は以下の職務等を徹底する必要があること。
  - ① 足場の組立て及び解体作業の方法及び労働者の配置を決定し、これを踏まえた作業手順書を作成すること。
  - ② ①で作成した作業手順書に基づき作業が行われていることを監視すること。
  - ③ 安全帯等及び保護帽の使用状況について監視するとともに、労働者に不安全行動がないかについても併せて監視すること。
- 3 改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置はもとより、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で示した「より安全な措置」についてもその積極的な採用が足場からの墜落・転落災害の防止に有効であること。

特に、つり足場については、別紙(省略)の災害発生状況を踏まえると、足場部材の取付不備等が災害につながっていることが懸念されるため、足場の点検をもれなく実施する必要があること。



事務連絡  
平成24年4月9日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課  
建設安全対策室長

### 足場等の安全点検の確実な実施について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、平成24年2月9日付け基安発0209第1号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について（要請）」をもって、貴職あて要請したとおり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「総合対策要綱」という。）に基づき、足場等の安全点検の確実な実施も含めた総合的な対策を推進することになっているところです。

今般、足場等の安全点検の確実な実施のより一層の徹底を図るため、総合対策要綱の別添「安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について」の「3 足場等の安全点検の確実な実施」の（2）に掲げられた「足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者」に該当する者を下記のとおり明確にしました。

つきましては、足場の組立て・変更時の点検を実施する際には、下記に掲げる者から点検実施者が指名され、足場等の安全点検が確実に実施されるよう御協力をお願いします。

#### 記

- 1 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- 2 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 3 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全管理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1又は2に掲げる者と同等の知識・経験を有する者



## 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

### ○屋外で金属をアーク溶接する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

○ 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

○ じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

### ○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

